

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める意見書

沖縄県は、全島が国境離島であり、国土面積の0.6パーセントを占めるに過ぎないにもかかわらず、在日米軍基地の70.6パーセントがある。平成25年（2013年）12月の「25防衛大綱」における自衛隊の「南西シフト」により、与那国島、石垣島、宮古島、沖縄島など琉球弧の島々で次々と自衛隊基地が拡充整備されている。こうしたことから沖縄は、注視区域や特別注視区域がほぼ全市町村に及び、町面積の約52パーセントを米軍基地に占められている本町は、報道によるとほぼ全域が特別注視区域となる。

特別注視区域に指定されれば、200㎡以上の土地等の所有権移転等を行う場合、あらかじめ内閣総理大臣に対し、当事者の氏名及び住所、利用目的等の届け出が義務付けられており、届け出をしない場合、虚偽の届け出をした場合は刑事罰（6か月以下の懲役または100万円以下の罰金）に処せられることになり、区域内の土地、建物の取引が控えられることが十分予想される。それは、北谷町内のみならず県内の投資にも影響し、雇用への負の影響も危惧され、沖縄県内の自由な発展を阻害する。

こうして、注視区域や特別注視区域内の土地や建物の所有者にとどまらず、産業関連を通じて全県民の経済活動を直接・間接に制約する要因となる可能性があり、本町全域が特別注視区域に指定された場合その影響を被るのは間違いない。

本法第7条及び第8条は、土地建物の所有者や利用者その他の関係者を対象とする情報収集の権限を内閣総理大臣に与えている。政府は、情報提供を命ずるだけでなく、住民の方から情報を寄せる窓口設置も整備するとしている。これは自身に関する様々な情報が知らないうちに国によって収集され、どのように利用されるかが分からず、不当な人物判定がなされる恐れがあり、個人の思想信条の自由やプライバシーを侵害する危険性のある法律だと言わざるを得ない。

以上の理由から、本町議会は、町民の生命・財産及び日本国憲法に保障される基本的人権を守る立場から下記事項を速やかに実現するよう強く求める。

## 記

- 1 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律を即時廃止すること。
- 2 これまで指定した全国の注視区域と特別注視区域の指定取消しと第4回の本町ならびに全国の注視区域、特別注視区域を指定しないこと。
- 3 内閣総理大臣は、地方自治体やその他執行機関に対する本法第7条及び第22条による個人情報提供や資料要求を強要しないこと。
- 4 内閣総理大臣は、本法第8条による報告や資料提供を強要しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月27日

沖縄県中頭郡北谷町議会議長 仲地 泰夫

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣 防衛大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣